裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年12月2日(水)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 辻 川 靖 夫(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 江 見 健 一(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 築 雅 子(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 浅 沼 有加子(東京地方検察庁公判部検事)

検察官 前 田 和 孝(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 岡 村 英 郎 (第二東京弁護士会所属)

弁護士 戸 高 広 海(東京弁護士会所属)

弁護士 三 木 祥 史 (第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者による意見交換会を始めさせていただきます。私は東京地裁 刑事11部に所属する裁判官で辻川と申します。本日は司会を務めさせてい ただきます。よろしくお願いします。

裁判員経験者の皆様には、本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日の意見交換会は、比較的最近において自白事件、つまり被告人、弁護人が犯罪事実を認めている事件で裁判員を務められた皆様にお集まりいただきました。そうした事件で被告人に科すべき刑を決める評議において活発に意見を交換するためには、法廷における審理が分かりやすいものである必要があります。裁判所、検察庁、弁護士会も分かりやすい審理を実現するための取組みを続けてきているところですけれども、本日は、この1年ほどの間に裁判員を経験された皆様から、御担当された事件の審理が

分かりやすいものであったか、さらにはそれを前提に行われた評議の進め方がどうであったかなどについて忌憚のない御意見を伺いまして、今後の改善につなげていきたいと考えております。

それでは、参加いただきました裁判員の皆様に意見をお話しいただく前提 として、私からそれぞれ担当された事件を順次御紹介して、その上で皆様が 裁判員裁判に参加されてどのようなことを感じられたか、その感想などをお 一人二、三分程度のイメージで順にお話しいただきたいと思います。

1番の方が担当されたのは強盗傷人、強盗未遂という事件でした。一つは、自転車で走行中の女性に対しその後方から自転車で近づき、頭を殴って転倒させ鞄を奪い、全治約10日間を要する傷害を負わせたというものです。もう一つの事件は、マンションの部屋の前で女性に対し、カッターナイフを示しながら脅迫して金銭を奪おうとしたけれども、女性が悲鳴を上げて助けを求めるなどしたためその目的を遂げなかったというものです。1番の方、裁判員としてこの事件に参加されてどのような感想をお持ちになられたでしょうか。

1番

私の担当しました事件に関しまして、裁判長と裁判官がとてもすばらしい方でして、細かいところまでいろいろと親切に、説明なども分かりやすく、和やかな雰囲気で進んでいきました。また、検察官も弁護人も非常に説明が分かりやすく、とても流暢にといいますか、とてもプロフェッショナルな感じで、すばらしいものでした。

司会者

では、次に2番の方の事件ですけれども、罪名は麻薬特例法違反、覚せい 剤取締法違反というものでした。被告人が2人いて、事件は大きく二つあり、 一つ目が、ほかの者らとも共謀した上で利益を得る目的で、数名の者に対し 多数回にわたり覚せい剤や覚せい剤様のものを譲渡したというものです。も う一つが、やはりほかの者らとも共謀の上、利益を得る目的で覚せい剤を所持したという事件でした。2番の方、参加されてどのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

2番

私も1番の方と同じで、とても裁判官が分かりやすく説明してくださいましたので、とてもよく理解できました。裁判官も被告人に対してもとても温かい話し方をされますし、裁判所というのはあんまり怖いところじゃないんだなというふうな印象を持ちました。とてもいい経験をさせていただきました。

司会者

では、次に3番の方の事件ですけれども、この事件は罪名は殺人未遂というもので、被告人は被害者の父親でした。被告人が息子の家庭内暴力に耐えかね、息子の首を絞めたり、包丁で切りつけたりして殺害しようとしたけれども、家族らに止められるなどしたため殺害の目的を遂げず、傷害を負わせたにとどまったという事件でした。3番の方は参加されてどのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

3番

当初はですね、やはり家庭内であり、父親と息子と、しかも病気も絡むというところで、ある種、情の部分というのが出てきたのかなという思いはしてました。1番さん、2番さんがおっしゃることと同様ですが、休廷のタイミングが非常に細切れで審理が進んでいきますので、スケジュール的に非常に面倒くさいような印象もあったんですが、一パートーパート休廷を挟むことで、そこにおいて裁判員への説明も含めて進んでいき、全体を通してやはり腹落ち感もあります。素人にできるもんなんだろうかという思いはありましたが、最終的な判決にしろ、判決文の内容にしても、自分たちで作り上げた、腹落ちしたというような感じはしまして、裁判員は非常に重要な役目で

あり、大事なことであるなというふうに感じた次第です。

司会者

ありがとうございます。次に4番の方の事件ですが、これは6番の方も同じ事件でして、家庭内における事件という点では先ほどと共通します。これも殺人未遂の事件で、被告人は被害者の妻です。多くの病気を持つ夫の介護をしていた被告人が将来を悲観して夫を殺した上で自殺しようと考え、夫を睡眠薬で眠らせ、両手首を後ろ手に縛り、頭を殴って殺そうとしたが、抵抗されて殺害の目的を遂げず、けがを負わせたにとどまったという事件でした。4番の方はどのような感想をお持ちでしょうか。

4番

私も裁判員制度というのはどういうものなんだろうかと非常に不安で来たんですけれども、1番、2番、3番さんと皆同じ考えだと思うんですけれども、裁判長と裁判官が私たちに対して分かりやすいように説明してくれて、意外と裁判の中でも時間に余裕があったんだなという、そういう余裕というものが私も印象に残ってるんですね。その都度、法廷から戻って部屋に入って、いろいろまた意見を述べながら、今やったこと、これから話をすることとか、そういう小さな話が非常に分かりやすいなという印象を私は受けました。事件の内容については、家庭内でいろいろあるんだなと思いました。長男が、家で年金生活をしてたんですけれども、年金を全部使ってしまってということをおっしゃってました。最後の判決まで、私たちも話もスムーズにまとまりまして、こんなに裁判員制度というのは、分かりやすく判断できるかなという思いがありました。ですから、決して裁判員制度は分かりにくいもんじゃないなという、そういう印象で、非常に今回は社会勉強になりました。ありがとうございます。

司会者

同じ事件ですけれども、6番の方はいかがでしたでしょうか。

6番

今回,4番の方と同じ事件を担当させていただいたのですけれども,やはり皆さんがおっしゃるようにすごく分かりやすくて,用語ですとかいろいろ不安に思っていたんですけれども,本当に丁寧に話していただきました。事件に関しても,担当させていただいたものは比較的期間も短かったというのと,その事件の中核になっている問題も,想像しやすい,今,社会的に問題になっている事柄がたくさん詰め込まれたようなものだったので,比較的意見を言いやすかったという環境もありました。そういう初めての経験でした。以上です。

司会者

次は5番の方の事件ですけれども、罪名は建造物侵入、強盗致傷、強盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反というものです。パチンコの景品交換所をねらった事件です。2件ありまして、1件目は、被告人が共犯者と共謀の上、共犯者がパチンコ店隣接の景品交換所に侵入し、従業員の額に拳銃様のものを押しつけ口を塞ぐなどしたが、被害者が電話で助けを求めたことなどから逃げ出し、現金を奪うことには失敗し、傷害を負わせたというものです。2件目は、その翌日に共犯者と共謀の上、共犯者が別のパチンコ店敷地内で景品買取業者に対し拳銃の銃口を向け、その足元に向けて発砲するなどし、バッグ1個などを強取したという事案です。被告人は事件を発案し拳銃等を用意して共犯者に貸し与えたという立場で、自分では犯行を実行しなかったというものでした。5番の方はどのような感想をお持ちになったでしょうか。

5番

事件としては被害額も少なく、けが人もないに等しかったのですが、被告人の過去のことを調べると、被告人は人生のほとんどを服役していまして、今回も出てきた直後の犯行ということでした。過去の事例をいろいろ調べて、刑を確定したんですけれども。今回、私が深く考えさせられたのは、この被

告人が服役を終わって、また真っ当な人生を歩もうとするに当たって、周りの環境がそれを許さない、もし私がそうだったらまた再犯をと思うようなことがありました。世間も、犯罪者なんですけれども、それを受け入れるような社会を作っていかなきゃいけないなというのを考えさせられました。以上です。

司会者

ありがとうございます。次に7番の方の事件ですが,罪名は現住建造物等 放火というものです。これも家族内での事件ということになります。被告人 は日頃から仕事でストレスを感じていた上,同居中の母親の言動にいら立ち を募らせていたところ,事件当夜,被告人が酒を飲んでいた際に母親が騒ぎ 立てたため腹を立て,自分の怒りを母親に示して怖がらせるため,母親の部 屋の家具に灯油を振りかけるなどして火を放って,家屋の一部を焼損したと いう事案です。放火した家は被告人の所有ですが,事件当時その家には母親 のほか,被告人の家族がいました。7番の方はどのような感想をお持ちでし ょうか。

7番

私も裁判員を初めて経験させていただいて、裁判の経験というのは全くないものですから、本当に貴重な経験になったなというのが私の中で一番残っていることです。裁判官も、皆さんも同じように思っていらっしゃるとおり、専門用語とかも全然なく、裁判員裁判の流れを優しく教えてくださって、また、裁判員の不安というんですか、そういうのを解きほぐしながら裁判員裁判というのをやらせてもらいました。裁判というのは専門用語が飛び交うのかなと思ってたんですけれども、そんなことはないんだなというのと、やはり一つの事件に対して裁判員も裁判官もしっかり考えて判決を出すわけで、一つの犯罪に何か決められた刑があって、それに沿って刑が決まるのかなというところがそうじゃないんだなというのがすごく私の中では印象に残って

ます。私も裁判員の一人として最終的に量刑を決めるということになったときに、被告人もそうなんですけれども、被告人の家族の立場に自分が立って考え、被告人とその家族にとって一番幸せになる方向というのは何だろうと思ったときに、その量刑の答えというんですか、自分の中ですごく答えが出たかなというのがあります。検察官、弁護人もとても、結構検察官なんかは厳しかったんですけれども、やはり私が携わったこの事件の裁判員も、その家族と被告人の立場というところで、皆さん何か本当に誠意ある発言をずっとされていたというのがすごく印象的で、本当に裁判というのは公平なものなんだなというのを今も思っております。以上です。

司会者

本日は審理の分かりやすさと評議ということでお話を伺っていきたいと考えていますけれども、審理では、その最初の段階で冒頭陳述として検察官、弁護人がそれぞれA4の紙一、二枚程度の紙を配り、証拠調べにおいて立証しようとすることを説明するという場面がありますけれども、その内容がその後の審理、証拠調べを見聞きしていく上で注目すべきポイントを理解できるようなものであったのかどうか、その辺りについて何か御感想をお持ちの方がいらっしゃったらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。2番の方の事件は被告人が2名いるということで、それぞれの弁護人が冒頭陳述を行い、そこでそれぞれが果たした役割なども述べられていたのではないかと思います。それぞれの弁護人がそれぞれの被告人の立場から言うことで、聞く側からすると分かりにくかったというようなことはありませんでしたか。

2番

弁護人も分かりやすく説明しながら、被告人の話を聞き、とても分かりやすかったです。ただ、被告人が時々興奮して、とても暴言を吐くんですね。ですから、ちっとも反省してないのかなというふうな印象を受けましたけど、そういう中でもとても穏やかにお話しするので、すばらしいなと思いました。

司会者

冒頭陳述に限らず、その後の審理の中での弁護人の活動ということですか。 2番

そうですね, はい。

司会者

ほかの方はどうでしょう。冒頭の段階での冒頭陳述というものに関して何か御記憶、御感想等ございますか。では、ひとまず審理全般ということに話を広げて伺ってみようと思いますが、裁判所では裁判員裁判が終わった後、裁判員や補充裁判員を務められた方々にアンケートを書いていただいており、それを検察官、弁護人に見てもらって参考にさせていただいています。そのアンケートの結果を拝見したところ、今回御参加いただいた方の多くの事件では、検察官の活動については分かりやすかったというように多くの裁判員が答えていらっしゃる、そういう事件が多かったのですけれども、3番の方の事件に関しては、検察官の活動について余り積極的な評価がなく、他方で弁護人の活動について分かりやすかったという人が非常に多かったという状況でした。これは何か審理全体を通じて特にこの辺りが記憶に残っているというのはありますか。

3番

事案の中で公訴事実について争いはなくて、争点は量刑であるというふうに冒頭陳述からそういったフォーカスがされていたということと、やはり家族内の問題であり、その情状酌量も含めて、ある意味、事案としては弁護人のほうが、プレゼンテーションという言い方は適当ではないかもしれませんが、強調する場面、アイテムが多かったというところはあるのかなというふうに思っております。私だけではなくて、全体的に検察官と弁護人で言うと、やはり弁護人のほうの説明資料が分かりやすかったかなという印象を持っております。

司会者

それは最初の段階で冒頭陳述というのがあり、その後、個別の証拠調べが 進み、最後に論告・弁論というのがありますけれども、その全体を通じてと いうことですか。

3番

そうですね。冒頭陳述もそうでしょうし、その後の全体についてもそのよ うに記憶しております。

司会者

他方、7番の方の事件では、先ほどのアンケートにおいて、検察官については全員の方が分かりやすかったとあるのに対して、弁護人の活動については8人中6人の方が分かりにくかったという厳しい評価をされていたんですけれども、審理全体を通じてどの辺りに両者の違いがあったとかいうのはありますか。

7番

私が担当した事件の検察官と弁護人は、とても個性のある方たちだったんですね。例えば裁判のときに検察官はパワーポイントというパソコンのソフトを使って証拠を順次追って説明していくんですよね。それでとても分かりやすいんです。何というか検察官というのはいかにも「裁いてやるぞ」みたいなそんな感じはあったんですけれども、弁護人のほうは声が小さくて何しゃべってるか分からなかったんですよね。本当に「助けてやるぞ」という気迫がさっぱりなく、もうアンケートの前からそんな話が結構出てたもので、それで、本当に「弁護人なんだからもっと弁護しろよ」というふうな感じはあったんですけれども、そういうところで個性というんですか、本当に分かれてたのかなと。それで皆さんのアンケートではまとまった評価になってるのかなと思います。

司会者

弁護人の冒頭陳述とか弁論というものを見ますと、そこでは被告人を助けようという内容になってるかと思うのですけれども、それが実際に審理の場で見聞きしていると余り伝わってこないということですか。

7番

はい, そうです。

司会者

先ほど1点、声が小さかったということがありましたけれども、ほかにはありますか。

7番

確かにそれはありますよね。聞き取りにくかったので、それもあるんですけれども、やはり本当、何というんでしょう、心から救っていこうという感じが全然なかったので。

司会者

ありがとうございます。また個別のところに戻りながらお話を伺っていきたいと思います。事件について争いがないと言いましても、その事件がどのような事実だったのか、つまり、その犯行がどのような態様で行われ、被害の結果がどういったものであったかについて、まず検察官のほうで証拠書類や図面、写真等を提示して証拠調べをするという場面が最初にあったかと思うのですけれども、これはどうでしょう。これによって、その犯行がどのようなものであったのか、犯罪事実を理解することができる内容になっていたか、あるいは、どこか分かりにくいところが残ったかという辺りはどうでしょう。御記憶されていますでしょうか。割と早い段階で書証、検察官の書類の取調べがあって、場合によってはその後、被告人質問とか被告人側の証人調べということになることもあって、最初の検察官が提示した書証による立証というのが伝わりにくいまま次の段階に進んでしまうということがないだろうかということが気になることもあるのですが、そのようなことはなかっ

たでしょうか。

1番

私の事例なんですけれども、殴った凶器の平面が当たったのか、細くなっているところが当たったかというところで、その凶器の度合いが違ってくると思うんですけれども、自転車で走行している間の犯行で、時間も短い間のとっさの事件なので、実際にはどの辺りが当たってどのぐらいの強さだったのかというのが非常に皆さん分かりにくかったというのがありました。また、どっちも自転車で走っていますので、非常にその辺りのどさくさというのも、何か証拠がないだけ分かりにくい。また、その事件を担当している方のメンタルケアとかいろんなことを考えて、血痕の跡とかもちゃんと気持ち悪くないように証拠が消してあったんですね。だから、どれぐらいの犯行かというのがちょっと分かりにくくて、分かりにくいまま、やはりそれはそれとして、犯罪性があるか、どれぐらい殺そうと思ったかとか、どれぐらいダメージを与えようと思ったかというのが分かりにくいというふうなところで、ちょっと時間を皆さんがとってしまったような気がしました。

司会者

殺そうと思ったかという事件ではないとは思うのですけれども。最初の凶器のところで言いますと、それは検察官としては客観的な資料等によってどのようにどの部分が当たったのかとかいうことを立証していたように見えるけれども、それが早く行われたり分かりにくかったりしたことで、なかなか理解できなかったということでしょうか。

1番

その凶器の当たり方も角度があると思うんです。そこら辺の角度も分からなかったので、分からないままやはりそれはそれとして量刑を判断しなければいけないというのがありました。

築検察官

すいません。今の点ちょっと質問よろしいですか。

司会者

はい。

築検察官

そうしますと、けがの写真というのは写真で出ていたのか、最近イラストという形で出さざるを得ないということもあるんですが、写真はあったんでしょうか。

1番

写真はありました。傷はそんなに深くなくて、また、その傷の深さ何センチというようなことも検察官がきちっとおっしゃってくれました。ただ、写真もありましたけれども、血はきれいに取ってありました。やはり病院で撮った写真だと思います。

築検察官

そうすると、現場の血痕の状況の写真とかがちょっと少なかったのではな いかという御感想をお持ちということでしょうか。

1番

ですから、やはり突然の事件で、どっちも自転車が動いてるので、なかなか判断が難しい事例だったと思います。

司会者

つまり、犯行の態様とか被害の状況とかというのを理解する上で、もう少 しこういうところがあればみたいなところが若干残ったということがあるん ですか。

1番

皆さんその辺のところで、どこら辺なのかなというのを話してました。

司会者

被害の実際の状況を確認する上では、被害者自身に証人として来てもらっ

て被害者の話を聞くということもあるのですけれども、1番の方の事件では、被害者の話というのは供述調書を読み上げるという形で、被害者自身は証人としては来なかった、そういう事件だと思うのですけれども、被害者自身に話を聞けなかったことで何か不足感を感じたというようなことはありますか。

1番

やはりその凶器で打たれたと思うんですけれども、平面で打たれたのか、こういう角で打たれたのかというのも、後ろから打たれたので被害者本人も分からないと思うんですけれども。打たれて自転車で倒れたし、とっさのことだったので、痛いというよりも、ただ驚きのほうが強かったかもしれないですけれど、そのとき痛くなかったか、打撲の程度が分からなかったです。

司会者

そのことで、供述調書ではなくて被害者自身からその辺りもう少し直接お聞きしたかったなというところが残ったのか、あるいはそれは被害者自身を呼んだところでやはりとっさのことなので分からないだろうから変わりはないかなと思われたか、何かそこら辺りで御意見はありますか。

1番

こっちで出てきてほしいと言っても、被害者が出ていらっしゃるかどうか というのはその方の自由ですし。また、被害額が小さいということもあった のか分かりませんけれども、ただ、心の傷は深かったとしても、その被告人 に対しては寛大なほうだったように思いました。

司会者

最後に被告人の刑を決めていく上では、犯罪行為がどのようなものであったのか、あるいはその被害の結果がどうであったのかということについて証拠調べの中で見ていく必要があります。今少しお聞きしたことと関係しますけれども、被害者あるいは共犯者や目撃者の方に証人として来てもらって直接話を聞くという方法と、供述調書があるものを読み上げてもらうという方

法があるのですが、その辺りについて自分の事件ではこうだったところ、それで十分よく分かったとか、あるいは別の方法だったらもっとよく分かった点があるかもしれないなどというところがもしあればお聞きしたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。3番の方の事件はやはり被害者が息子さんということもありますけど、証人尋問はなくて供述調書ということだったでしょうか。

3番

確かに御当人の直接的な証人としての発言というのは、私自身も裁判員自 身も感じたといえば感じたんですが、そうはいってもやはり少年ですので、 逆にいえば酷な面もあるという部分もありましたので、それ自身がないから といってですね、何といいましょうか、不足感を感じたとかそういうことは 特段ないです。先ほどおっしゃった証拠に関して、検察官と弁護人というこ とに関して言わせていただきますと、どうしても素人ですから言われたこと に対して非常に印象が強く残るわけで、最初に検察官の証拠であり凶器であ り殺人未遂の手法でありというところを聞くと、当然そこに意識が強くなり、 その後、弁護人になると、その弁護人の証拠なり意見に対して気持ちが行く というのは否めないところだとは、思い出すとそうだったと思っています。 一方でやはり求刑があり、最後の判決の議論になれば当然そのマトリックス で双方の証拠をホワイトボードに裁判官が書いて,ある意味また逆に冷静に 振り返った中でのおのおのの論拠であり証拠でありというのが、ある種鮮明 にもう一回冷静に思い浮かぶというところもありましたので、最終的には特 段検察官の証拠なり、「プレゼン」とすぐ言ってしまうんですが、表明が時 間がたったことによって薄まってしまったということは、結果的にはないの かなという思いをしました。

司会者

4番の方と6番の方の事件は、高齢な夫婦の間の事件ですけれども、その

関係もあって結構家族の方、被害者の息子さんや被害者自身も公判で証言されたようではありますけれども、その辺りを含めて証拠調べについて、分かりやすさ、あるいは分かりにくさという点はどうだったでしょうか。

4番

私のほうはですね、証拠品として凶器や睡眠薬等がモニターでもって生々 しく現場の中をはっきりと映し出して、非常に分かりやすかったということ は事実ですね。だから、先ほど最初に申し上げましたように、家庭内のこと でありますし、やはり長男が証人として出てこなかったんですね。次男は来 ました。長男と次男と二人とも安定した職に就いてなかったし、御主人が精 神的にもちょっと正常じゃないということがありまして, とにかくもう被告 人のほうが思いに思い詰めて、もう最後の手段としてこれ以外ないというこ とだったんですね。ですから、そこで御主人を、凶器で五、六回殴れば必ず 人間は死ぬんだというふうにおっしゃってましたけど,できなかった,抵抗 されたということでね。それで最後にやはり印象に残ったのは、裁判長から 被害者である御主人はどう思ってますかという質問がありまして、御主人は 妻を非常に愛してますと証言しました。その印象が私は強かったですね。病 気でもう前のことは全部覚えてないという、そんなふうにちょっと受け止め ましたけどね。そんなのがありまして、年齢的にもみんな高齢ですから、最 後に裁判の判決を出すのに,裁判員制度で皆さん集まって,その話は随分長 く話しました。裁判員制度になっても絶対に何も怖がることもないし、不安 に思うこともなかったという, そういうふうに私は感じました。

司会者

今の事件は、どのような犯罪行為であったのかということに加えて、そのいろんな経緯を見た、家庭内の状況を見たときに、どのくらい強く被告人を非難できるのか、責めることができるのか、その辺りが問題になったのかなと思われますが、その辺りのことが法廷での審理でよく分かったというよう

に感じられたか、あるいは若干足りない点があったかなとか思われるところ もあったか。6番の方はいかがでしょうか。

6番

今,4番の方がおっしゃったように、長男の存在というものがあったんですけれども、証人としていらっしゃらなかったと。でも、音声テープの証拠が提出されていて、やはりそれを聞くことで、拝見はできなかったんですけれども、その家の中での長男の方と被告人の力関係というものがはっきり提示されたので、それは本当に判断するに当たって有益になったと思っております。それとあと、やはり物証とか写真とかもとても細かく日常感が出されるような説明があり、添付されている資料もとても分かりやすくて、判断するに当たってよかったと思っています。

司会者

5番の方の事件では、被害者の方がお二人いらっしゃいますけれど、証人としては出ていらっしゃらなくて、供述調書を読み上げてという形だったようです。その辺りで事件の態様とか被害者に生じた結果とかを理解する上で十分よく分かったという御感想か、あるいはもう少しこの辺りが直接聞けたらなというところが残ったのか。どうでしょうか。

5番

そのときの音声が録音されたものを聞かせていただいたんですけど、キャーキャー言うだけで、はっきりした言葉が、怖いとか何か言ってるらしいんですけど、それがはっきりしなかったんで、恐怖だったんだろうなというのは分かったんですけど。その後に、極刑にしてくださいという文書を提出されたということを聞きまして、それなりの恐怖を感じていてということなんだろうなというのは分かったんですけど。ただ、今回この被告人がその犯行を起こしたわけじゃないんですね。ただそれを立案しただけであって、どこまでそれを受け止めていいかというのをちょっと考えたところなんですけど。

そもそも今回被告人は実行犯に拳銃を渡しただけという触れ込みで来たもんですから。あと、防犯カメラの映像とかで、この時間にここにいるということはやはり犯行に関わってるとか、そういったことから、ああ、警察はここから絞っていくんだなというのを見てたんですけど。ただ、そこが被告人の犯行とは結びつかないんだけど、どういうふうに持っていくのかなというのがちょっと最後まで疑問だったんですけど。

司会者

その事件は、被告人が実行犯に指示したことはもう認めてる、そういう事件なんですよね。

5番

認めてるんですけど、曖昧なんですよね。その被告人も。お年を召してる ということもあって、やはり二転三転しまして、分け前が欲しかったからと いうのと、無理やり強要されたという面も多少出したところがあったので。

司会者

誰に強要されてということですか。

5番

実行犯です。実行犯は別の裁判で裁かれていて、この場にはいなかったんですね。それで名前だけちょっと出たんですけど。それと証人尋問なんですけど、証人の名前は伺ってたんですけど、一度も出てこられることがなくて、その方のお話を聞きたかったというのが裁判員の間で出たんですけど。

司会者

その出てこられなかった証人というのはどういう立場の方なんですか。

5番

被告人が頼ってるという方です。でも知り合ったのは服役中ということで、 出てこれない事情があるんじゃないかという証人を弁護人は用意したんです けど、出てこれませんという何か見え透いたじゃないですけど、これはちょ っと馴れ合いなのかなというのもありました。

司会者

情状関係の証人として予定されていたんだけれども出てこなかったという ことですか。

5番

出てこなかったんですよね。

司会者

今おっしゃいましたけど、共犯者、実行犯がいるんだけれども、その実行 犯は別の裁判で裁かれているということで、担当された事件では、その共犯 者は証人として出てくることもなかったわけですね。

5番

なかったです。

司会者

供述調書はあったんですか。

5番

お互いの言い分が食い違ってる部分が多い調書が出てましたね。

司会者

そういう調書で、これはぜひとも共犯者本人に尋ねたいなというところが あったりしたか、あるいは、もうこれは聞いても食い違ったままなんだろう から仕方ないかなと思われたか。何かありますか。

5番

そういう場合、やはり被告人と共犯者2人の意見を同時に聞きたかったな というのと、あと証人の話をその場で聞けたら、ちょっと考えも変わったか なと思うんですけど。

司会者

次に、どの事件でも被告人への質問というのが行われていると思いますが、

被告人に対する弁護人の質問あるいは検察官の質問それぞれについて、分かりやすかった、あるいは何を聞いてるのかよく分からないままに流れていく部分も多かったとか、何か御感想があったらお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。2番の方は被告人が2人いましたけれども、どうでしたか、その辺り。

2番

私の個人的な意見なんですが、1人の被告人は女性で最後に捕まったときに捕まってよかったですとおっしゃったんですね。だから、もうこれからそういうことをやらないというふうな気持ちなのかなと思いましたら、そのときはたまたま少なかったんですとおっしゃるんです。その持ってた薬物なんですけどね。持ってた量が少なかったんでよかったですとおっしゃるんです。ですから、せっかくこの裁判で裁かれても、また時間がたったら同じことを繰り返してしまうんじゃないかなというふうな不安がございました。

司会者

3番の方は被告人質問はどうだったでしょうか。分かりやすいものとして 聞けたか、あるいは若干疑問が残ったか。

3番

検察官であれ弁護人であれ、被告人質問は非常に分かりやすかったと思ってます。他方、事案がどうしてもお父さんと息子ということなので、被告人自身の発言というか顔つきといいましょうかね、そのことを思うと、やはりそこの部分で裁判員らが非常にかわいそうだなというような思いにも立ってしまう面もあったかなというふうには思っております。

司会者

7番の方の事件はどうでしょうか。被告人質問について、分かりやすかった、あるいはこの辺りが分かりにくかったなとかというのが残るか。どうでしょうか。

7番

私の事件は、息子である被告人が自宅に放火したという事件で、お母様と同居だったんですね。それで、検察官はあくまでもその火をつけた行為であるとか、どれだけ燃えましたとか、そういうことに対しての証拠を出しながら質問していくという、そういう立場でされてるのかなというのが印象的で、写真であるとか文書で示すので、非常に質問というのは明確で分かりやすかったです。弁護人は、被告人の心情というんですか、どういうつもりでやったのかとか、そういう質問に重きを置いていたようでしたので、弁護人と検察官との質問の趣旨というのがはっきり二つに分かれていましたので、質問の内容に関してはとても分かりやすかったと思います。

司会者

先ほど、弁護人のほうで助けてやろうという熱意が足りないという感想が ありましたけど、被告人質問についてはいかがだったでしょうか。

7番

確かにお酒をちょっと飲んで火をつけたということがありましたから、そういうことに結構特化していたというか、何か本来の自分を失った状態で衝動的にやったんでしょうというふうに誘導するような感じではありましたけれども。そうですね、もっと何というんですか、説得力というんですかね。もうちょっと何か証拠としてこういうことがあってというのは、もっと鮮明にしてほしかったなというのがあります。

司会者

それから、弁護人請求の証人の中で、被告人の刑を決めるに当たって、被告人の精神的な状態なども考慮してほしいということで、その関係の証人を呼ばれているという事件が今回二つありました。4番の方と6番の方の事件では、社会福祉士という立場の証人が被告人の精神的な病気等の症状などに関して証言されたということだったようですけれども、この証人の話、ある

いはその証人に対する弁護人、検察官の尋問、尋ね方というのは分かりやすいものであったか、何か分かりにくかったなというところが残ったか、どうでしょうか。6番の方お願いします。

6番

実際とても分かりにくくてですね、実際にその社会福祉士の方も不慣れで すということを何回もおっしゃってたんですけれども、どの程度弁護人と話 合いをされているか分からないんですけれども、しちゃいけないんですかね。

いや、そんなことないです。

6番

司会者

そうですよね。何かちょっとちぐはぐしているところがありまして、最終的には結論にたどり着いたんですけれども、それまでには裁判長からちょっと軌道修正ですとかがあって、また今後も高齢者の方々に関わる裁判もある可能性もあるので、訓練じゃないですけれども、そういうトレーニングみたいなものも、今後そういう方には必要になってくるのかなとも思いました。この場で言う話ではないかもしれないんですけれども。それと、そういう病気ですとか福祉的な問題がいろいろ関わってくるものだったので、検察官はいろいろ質問も明確なんですけれども、弁護人は、ちょっと感情を込めて、もちろんそれは必要だとは思うんですけれども、私たち裁判員に選出された者はその場にいることすら初めてで、見聞きするものも初めてなので、ちょっと感情豊かに説得されるよりも、もう少し明確に分かりやすく説明するほうが求められるんじゃないかなと思いました。

司会者

今,後のほうでおっしゃったのは、この社会福祉士の方の尋問のところに 限らないことでしょうか。

6番

弁護人の方は冒頭陳述から大変だったんですというのを出してくる、もちろん本当に見てるだけで大変なのは分かるんですけれども、そっちのほうよりも、やはり初心者には分かりやすいプレゼンの仕方というものが重要視されるかなと思いました。その点、検察官は、もちろん言い分が違うからあれなんですけれども、すごい分かりやすくて。聞きやすい、分かりやすいが第一かなと思いました。

司会者

それは冒頭陳述と, あと後ほど出てくる最後の弁論というのでも同じですか。

6番

弁論と、あと被告人と話してるときも、「あれっ、そうだっけ」みたいに ちょっと内輪っぽいところがあって、それは公平性が保たれてるのかなとち ょっと不安になってしまったところもありました。

司会者

社会福祉士の話に戻りますけれど、尋問の仕方として、弁護人から一問一答で聞いていくという方式と、最初にある程度まとまった時間その証人からプレゼンテーションのような形で話していただくという方式があるのですが、どちらの方式だったでしょうか。

6番

質問でした。その社会福祉士の方のお話も、本当に私たち聞くのが初めてなので、もう少しその内容に関して、こういうことをしたんですという資料なりが、多分先になかったと思うんですけれども、それなので急にぽっと出ていらして、急に弁護人、たしか検察官も、もちろん質問して、それで内容を私たちも把握するんですけれども、確かに最初に説明があれば、もっと分かりやすくなったかなと思います。

司会者

1番の方の事件でも、被告人の心理分析を行った臨床心理士という立場の 証人が証言をされたかと思うんですけれども、これは最初にまとめてプレゼ ンテーションのような形で話すという形だったのか、あるいは弁護人から一 問一答で聞いていくという形だったのか、どちらだったでしょうか。

1番

よく詳しくは覚えてませんけど、一問一答のような感じはしましたけど。 司会者

理解のしやすさはどうでしたか。

1番

臨床心理士の証人は、プロなんだろうけれども、被告人を担当してる人に してみれば何か淡々としていて、親身になって本当にカウンセラーとしてや ってるような感じには私はとても見えなくて、私はこの臨床心理士には絶対 お願いしないなというふうに思いました。それよりも、この被告人は小さい ときから母親に育てられていて, 夫婦は離婚し, その後母親が自殺をしたと か、そういうかわいそうな人生、そこら辺でいろいろ、そこからメンタルな ところでいろいろと精神的に影響を受けているということなんですが。実際 にその自殺した母親の弟さんのお嫁さんという方が養母になってるんですけ れども、とてもすばらしい方で、みんな「とってもすごいね」「いい人だ ね」というふうに言っていて、その方の証言というのがとても涙を誘うもの でした。「私が支えていきます」という。ですから、弟さん御夫婦の支えが ある, そしてその後, 社会的に仕事するのに, 受け入れる社長という方もい らっしゃるということで、立ち直っていく環境が整っている被告人だという ことで、皆さん、そちらのほうの影響というのを非常に温かく見ていたよう に感じました。ですから、この臨床心理士というのは、ちょっとあまり影響 してなかったという感じでした。

司会者

そのほか、証拠調べのところで何かこの辺りが大変よかったとか、あるいは この辺りが若干分かりにくいところがあった、不足感があったとかいうのは ありますでしょうか。ないようですので、次は、証拠調べが終わった後、論 告・弁論といいまして、まず検察官が論告をする、証拠調べの結果を振り返 って、これこれこういうことが立証された、その上で被告人の刑については これこれの点を考えてこのような刑を求めるということを述べ、弁護人のほ うでも、これこれこういう点を踏まえて、こういう刑にしてほしいというこ とを述べる弁論というのを行いましたけれども、どうでしょうか。その論 告・弁論というものが証拠調べを踏まえた上でお聞きになって分かりやすい ものであったか、あるいは法律用語やそのほかの言葉などで理解しにくい部 分が含まれていたなどということがあったでしょうか、また、その後の評議 においてそれぞれ御自身の意見を述べていただく、あるいはほかの人の話も 聞きながら考えを整理していくということになるわけですけれども、そうい うことをしていく素材として論告・弁論というものが役に立つ形になってい たか、あるいはあまり使えなかったかとかいう辺り、どうでしょう。御記憶 ございますでしょうか。3番の方どうですか。

3番

論告・弁論はですね、15分でしたので、冒頭にも言いましたとおり、ある程度焦点といいましょうか議論のポイントはもう決まってますので、論告にしろ弁論にしろ極めて分かりやすいですし、早く評議に入りたいなと思ったというような記憶があります。

司会者

アンケートではやや検察官に厳しい意見が多かったと思いますけど、特に 論告において足りない点があったとか、そういうことではないということで しょうか。

3番

それはないです。

司会者

ほかの方はどうでしょう。論告・弁論についてですが、評議のときには、 論告要旨、それから弁論要旨、これを手元に置きながら話をされていたか、 あるいはそれらはもうどこかへ片付けてしまって、別途の形で行っていたか、 どうだったでしょうか。覚えてらっしゃいますか。5番の方はどうでしたか。 5番

何かいろんな資料をこんなになって、みんなで議論した覚えがあります。 司会者

そのとき中心になったものは、論告・弁論だったかどうかですが。

5番

何か同時にいろんなものを見てたので。でも、何か弁論のほうは、弁護人が余りやる気がないかなというのがありましたので。声も小さくて、証人も出てこないというふうな事態だったんで、ちょっと私たちも信頼を置けなかったんですね。なので、弁護人の言ってることは全然伝わってこなくて、かえって検察官の熱い口調に私たちはぐっときました。公平にはやったんですけど。

司会者

ほかの方、論告・弁論はどうだったでしょうか。

4番

私の場合は非常に分かりやすかったです。ただ、一つ気になるのがですね、マイク自体がちょっと小さ過ぎるなと。あそこでやはり大きい声でね、証人でも何でも言える状態じゃないんじゃないのかなという印象がありましたよね。ですから、もうちょっと法廷内のマイクをですね、聞こえるようにボリュームを上げるか何かしたほうがよかったなという印象がありますね。

司会者

それは当事者の活動というよりは裁判所の機材の問題ですね。

4番

ええ。でも、やはり一番よかったのは、検察官がはっきりした言葉で話をしていただいて、あれはすごい印象ありますよね。やはりさすがに検察官だなという。あと、弁護人は二人おりまして、一人は言ってることがはっきり分かるんですけど、もう一人のほうがやはり声が小さくて何を言ってるのか分からないと。そういうのがありましたよね。あとはもう、やはり総体的には本当に分かりやすかったなと。それが一番ですよね。ですから決して分かりにくくて悩むようなことはほとんどなかったなという。6番の方と一緒なんですけれども、全てがスムーズになされましたよね。それが一番私は印象に残ってます。ありがとうございます。

司会者

審理について一通り見てきましたが、検察官あるいは弁護人の参加者の方から、審理の部分に関してお尋ねしたい点はありますでしょうか。

築検察官

質問という形ではないのですけれども、証人の選定の関係に関しましては、検察官も弁護人も、争点に合わせて、あとその被害者の方々の状況や、その証人の方の状況などを考えてやっているところです。また、検察官が請求している証拠に関しましても、警察又は検察官の収集した証拠の中の争点に関するものについて考えてやっているところです。量刑が問題になるものに関しましても、被告人質問のところで被告人がどういうことを言ってくるかというところが、やはり被告人も法廷で捜査段階と全く同じことを言うのか、反省の度が進んでもう少しいろんなことを言うのかとかいろいろ状況がありますので、それを踏まえた上でやっております。そうしますと、裁判員の皆様方からすると、何でこの証拠が必要なのかなというところも出てくるかもしれないのですが、それはちょっとそういう形でいろいろ状況をよく分かっ

ていただいたほうが、裁判員の方が被告人の生活状況を分かるのではないかなというところで考えているんです。先ほど6番の方の音声テープのこともですね、長男の方の状況が分かるようにということも踏まえまして、いろいろ考えてやったのですが、これはやはり要らなかったのではないかとか、例えば証拠物の関係とかで、これを見たかったというのがもしありましたら、教えていただければと思います。

司会者

どうですか。これは要らなかったのではないかとか、なかったけれどこれ を見たかったというものがありませんでしたでしょうか。

6番

特にこうやって有罪というのが決まっている中では、十分な証拠だったと思います。これ以上というのは余り必要ないです。ただ、有罪か無罪かというところから判断しないといけない場合は、もしかしたらそういう不足が出てきたと感じる方はいらっしゃるのかもしれないですね。

司会者

ほかの方はよろしいですか。

3番

あくまで個人的な感性なんですけど、凶器が非常に大きい、重い包丁だったとたしか記憶してますが、通常の感覚で言うと、そんなに殺傷能力が強い凶器を使っているから殺意が濃厚なのだというのが検察官の主張だったと記憶してるんですけれども、逆に私自身は、それだけ重いものを振り回していながら傷の程度は浅いと個人的に感じたんです。その部分がどれぐらいの力をかけたらどれぐらいの深さになるとか、この程度の深さであれば実際は殺意はなかったのではないかみたいなところは、個人的には興味があったのですが、それは検察官からも弁護人からも特にそこに関しての言及はなかったというような印象は持ってます。

司会者

多分それは、殺意があるということについて争いがなかったということも 関係しているのでしょうかね。

3番

それはそうかもしれないですね。

司会者

ほかの方はどうでしょうか。弁護士のほうで御意見や質問したいことはありませんか。

岡村弁護士

感想がてらということでお伺いしたいと思いますが。先ほど1番の方が、 頭部の傷の件とか、あるいは6番の方が、社会福祉士の話が分かりにくいと か、検察官あるいは弁護人の立証が不十分とか、そういった御感想があった のかもしれないんですが、例えば傷を見ても瞬間的なことというのはなかな か分からないですとか、社会福祉士はお忙しくてですね、御協力いただいて る方に、すごい時間をとってもらうわけにもいきませんので、限られた時間 の中で相談してやると。あるいは、元刑務所仲間の方に幾ら相談してもです ね、どうしても嫌だと言われてしまうと連れてくるわけにもいかないと。そ ういう中、立証を実際にやるのは難しいんだなというところが、我々のふだ んの立場からするとあるわけなんですが、やはり裁判員の皆さんから見ると、 それはちょっと怠けてると言うとあれですけれども、もっと工夫すべきだと いうふうにごらんになるのか、現実、裁判員を体験されて、意外と証拠って ないものだなというふうに思われるか、その辺の感想を伺ってみたいなと思 いますので、可能であればお願いいたします。

司会者

ちょっと難しい質問ですが。

3番

私からいいですか。自分なりに感じたのは、真実の究明というものではないんだなというのが非常に合理的な自分の理解なんですけれども。それはやはり冤罪をなくすとか、疑わしきは被告人の利益にというところがあるからだと私は理解してるんです。あくまで弁護人なり検察官ができ得る範囲の証拠を出して、その出された証拠によってのみ裁判官、裁判員は判断すると。自分の勝手な印象とか、顔つきが悪いなとか、優しそうな人だなということはある種関係なく、出された証拠でのみ判断するべき、証拠主義なんだなというところを最終的には感じて、何といいましょうか、そもそもの裁判のシステムというか発想というのが、繰り返しになりますが、証拠主義であり、疑わしきは被告人のためにというところなんだろうなという理解を私はしました。

司会者

ほかの方はどうでしょう。よろしいですかね。

岡村弁護士

はい。

司会者

次に評議についてお話を伺いたいと思います。評議では、今回のような自 白事件では、犯罪事実の内容を確認した上で、量刑、被告人に科すべき刑を 決めるということになるわけですけれども、これについて裁判所のほうから ある程度の説明があっただろうと思いますが、その説明が腑に落ちるものと して受け止められたのかというところを少しお聞きしたいと思います。日本 の法律は、法律で決めている刑の幅が広くて、その中で具体的な事件の刑を 決めるというのはなかなか難しいことなわけですけれども、これをどのよう に決めるのかについて、多くの裁判官は、評議の中で、まずは被告人がやっ た犯罪行為の重さを中心に見ていきましょうといった説明をするのではない かと思います。つまり、犯罪行為の態様がどの程度危険なものであったのか、 結果がどの程度重いものであったのか、これを見ていきましょうということ です。そして被告人が当該犯罪行為に及んだことについて、どの程度強く被 告人を責められるかということを見る。そのようにして被告人の犯罪行為の 悪さ、重さの程度を考え、これに着目して概ねどの程度の重さの刑に値する かをまず考え、その上で被告人の反省とか更生への意欲とか、更生を支える 周囲の環境といったことも考慮して具体的な刑を決めていきましょうと。そ ういう説明をすることが多いのではないかと思います。また、具体的な刑期 を決める過程では、公平という観点から、同じような犯罪行為をした人に対 してどのような刑が科されているのか、これまでの科刑の実情も踏まえて、 その中で本件がどの辺りに位置するのかを考えましょうというような説明を し、その上で量刑グラフというものを利用するということが多いのではない かと思っているのですが、そのような説明、あるいは、内容的に違いがある かもしれませんけれども、量刑判断はどのように考えていきましょうという ような説明がどこかの段階でありましたでしょうか。あるいは、検察官、弁 護人がそれを前提とした活動をしていれば、裁判官から改めてそうした説明 をすることなく評議を進めるということもあるのかもしれないですが、そう した説明があったかなかったか、あるいはまたその説明が腑に落ちたものだ ったかどうか、さらにはその説明の時期がいつだったか、時期についてそう いう説明があるなら別の時期のほうがよかったかなとか、何かその辺りの感 想があればお聞きしたいと思います。7番の方、この辺りの評議の際の量刑 判断の考え方についてはどうだったでしょうか。

7番

量刑判断というのは本当は初めて聞くことで、このようにして、何というんですか、判断基準というのがあるんだなというのは、とっても思いましたね。一口に放火と言っても様々なケースがあって、その様々なケースで大体こういうふうに決めているんですというのは、とても私の中ではすっと入っ

てくるものでした。裁判長からそういうお話を伺って、とてもその、何というんでしょうね、頭の中の整理がつく時期というんですか、本当に自分の中で事件のことが理解できて、それで最終的に判断するぞという、そういう本当にタイミングはとてもよかったなと思います。あと量刑グラフも見まして、これもとてもよく分かりました。ですので本当に、何というんでしょうね、裁判の進め方というのがとても整理がついていて、本当に素人の私でも非常に判断しやすかったなというのが印象に残っています。以上です。

司会者

そうした量刑の判断の考え方のようなものは、割と審理の早い段階で説明 を受けたのか、あるいは評議を始めてからの説明だったのか、その辺りはど うでしょうか。

7番

一番最後でしたね。

司会者

評議の中で。

7番

評議の中で出てきて、一番最初に、初日に量刑判断という言葉はちょっと 聞き覚えはあったんですけれども、何のことかは分からなかったんですよね。 最終的に一番最後というところでした。

司会者

例えば、どうせなら審理に入る前からそういう説明を聞いておいたほうが、 審理で見聞きするときに注意して見聞きしやすいから、早く聞かせてもらっ たほうがよかったなというように思われるか、あるいはそうではなくて、そ れは評議に入ってから聞いたということでよかったなと思われるか。その辺 りで何かありますか。

7番

確かに事件の内容でどれぐらいの刑に相当するのかというのは自分の中で 基準というのは全くありませんから、早いほうがいいのかもしれませんけれ ども、私の場合は、その事件の内容をより深く理解した上で、そういう判断 の考え方を聞かされたことがかえってよかったです。

司会者

では6番の方、同じように量刑判断の考え方の説明や、実際の量刑を考えていく評議の過程などについて、御意見、御感想を伺いたいと思います。どうでしょうか。

6番

評議に入ってからか入る前か、執行猶予か実刑というんですか、刑務所に 入るかというのがラインになると思うというのは、何年までが執行猶予とか そういう細かい話は評議に入ってから教えていただいたんですけれども、そ ういう話はちょろちょろと出ていたと思います。やはりそういう目で見て話 を聞いていたと思います。面白かったというか、やはりこういう工夫がある と思ったのが量刑グラフなんですけれども、やはり純粋な気持ちで挑んでいたので、ばっと出てきたときには、ちょっと何かしゃくだなと思って。 やは り平均的に考えないといけないんだと思うところもあったんですけれども、やはり一つ一の実例をこうやって審理してやってきたので、やはり信頼の置けるデータなのではないかなと思って、しゃくですけれども、とても参考になりましたし、量刑を判断する上で支えじゃないですけど、確固たる何かになったような気がします。

司会者

ただ、量刑グラフはもちろん参考にするんですけれども、それでその事件 をどちらにするかが直ちに決まるわけではないので。

6番

そうですね。参考まで。

司会者

この事件で、確かに弁護人は執行猶予を求めていましたので、実刑か執行猶 予かというところが一つの大きなポイントだとは思うんですけど、そこら辺 りを判断する難しさとかはありましたでしょうか。

6番

そうですね。難しくはなかったです。すごく激論があったというわけではなく、細かいところで、勾留されている間の日数を刑から減らすかとか、そういういろいろ細かいものとか、執行猶予期間を何年間にするかで少し話合いはありましたけれども、スムーズにまとまりました。

司会者

5番の方は、量刑を判断するときの考え方の説明や、実際の評議の中での 議論などについてはどのような御意見、御感想でしょうか。

5番

量刑判断の考え方の説明は評議に入る直前に受けまして、そこからいろんな図形とかを見せていただいて説明をしていただいたんですけど、量刑グラフのほうは、私はあれを見ちゃうと何か自分もそっち寄りに考えなきゃいけないんじゃないかというふうに、「みんなこう思うんなら、じゃあ、こっちかな」というふうに流れちゃうところがあるんで、見ちゃいけなかったなというのが感想です。参考にするのはいいんですけど、ただ大人数で見ちゃうと、やはりこうですねみたいに固まってきちゃうんですね。「大体グラフのここだからここにしましょう」みたいになっちゃうというところがありました。

司会者

グラフのここだからというのは、自動的に決まるわけではなくて、みんな で議論している中でこのグラフの中でどのぐらいに位置づけられるだろうか というふうな話で、評議した上で考えるのではないかと思うのですが、どう でしょう。

5番

いや。やはりグラフをメインで見ちゃうと、私こっちだと思うんだけどというのが、ちょっとみんなに合わせちゃおうかなというような考えになっちゃうようなところがあるんで、グラフは見ないほうがよかったかなとちょっと思いました。あと、説明はすごく分かりやすくしていただいて。同じような事案のこういった刑が出てますというのを見ながら、決めていった記憶があります。

司会者

量刑判断をこのようにしていきましょうという説明自体は、それは合点のいくものだったわけですね。

5番

はい。それはいいんですけど。

司会者

4番の方、量刑を決める際の説明は十分分かるものであったか、あるいは何だか裁判官の言うことはよく分からないというところがあったか。どうでしょう。

4番

量刑判断ということなんですけれども、一応実例的なものをモニターで見せていただいたんですね。それから、こういう場合はこういう刑があったんだよという、そういうものを全員に見せていただいて、それから判断をしていきました。家庭内の事件であること、今後の被告人、被害者の家族のことなどについて皆でいろいろと話し合いまして、結論を出しました。本当に皆さん一所懸命取り組んだ結果じゃないのかなと私は思いました。

司会者

3番の方の事件も家庭内での事件ということで、行われた行為自体はそれ

なりの重さのある行為だった一方で、そこに至る経緯等を踏まえると、被告 人をどの程度強く非難できるのかが悩ましい事件だったのかなと思われます。 この事件で評議されるに当たって、裁判官からの考え方の説明、あるいは評 議の進め方等について、御感想的なことがありますでしょうか。

3番

冒頭陳述から争いはなくて争点は量刑だということで始まってますので、早い段階から、少なくとも量刑という言葉についての説明がありました。弁護人が弁論でパワーポイントの中で量刑グラフを出してきて、ある種弁護人に有利なようなパラメーターの設定で、それを見ると「あっ、もう執行猶予じゃないの」というようなある程度はやる気持ちになりましたが、いざ評議に入った段階で、そもそも有罪なのか無罪なのか、それはどういう意味があるのか、マトリックスで罪というのはこれがあって、情状の分はこれがあってというような部分を、裁判長、裁判官が冷静に考え方を説明していくというような過程を踏まえましたので、非常に落ち着いて評議ができたというふうに思います。量刑グラフについても、突出した刑の場合はこういう事案であって、こうでこうでこうだと、それはさすがに違うよねというようなところでの腹落ち感というのも出てきますので、大事であり、参考になったかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。2番の方の事件は、覚せい剤というものを扱うという事件なので、やや日常の生活からは想定しにくい内容になっている事件だったと思うのですけれども、刑を考えていく上での難しさ、あるいはその際に裁判官から説明を受けた考え方等について、感想等ありますでしょうか。

2番

割と後半にこういう形で決めますということは説明がございまして、私た ち素人には、こういうことで何年ぐらいということはまるっきり想像できな かったんですが、いろいろ裁判官と裁判員とで話し合いながら、ちょうどいい線のところで決まりました。ですから、あのグラフというのはとても参考になりました。

司会者

その際の裁判官の説明なども,なるほどなと腑に落ちる,そういうものだったんでしょうか。

2番

はい。とても分かりやすく、細かに説明してくださいましたので分かりや すかったです。

司会者

1番の方の事件では、検察官はかなり長期の実刑を、他方、弁護人のほうは執行猶予付きの懲役刑を求めるということだったようですが、そういう中で評議をしていく上で、裁判官からの量刑の考え方の説明とか、実際の評議の進め方等について、分かりやすいものだったのか、あるいは何か違和感を感じるところがあったのか。どうでしょうか。

1番

やはり二日目に量刑グラフを見せていただきまして、それを示していただいたことで、非常に判断しやすかったというのがあります。ただ、検察官も非常に頑張ってまして、実際その判決主文を聞いたときに非常に不服のような、すごいがっかりしたような、その辺の表情をすばやく見て取った裁判員がいまして。非常にそこのところを、ポーカーフェイスにしてほしかったなというのがあります。

司会者

評議の場面について, 評議は話しやすい雰囲気でしたかなどということを お尋ねしようと思っていたのですが, 先ほど来皆さん十分話しやすかったと いうお話をされてるので, その辺りは省略したいと思います。検察官, 弁護 士で何かこの関係で質問しておきたいということはありますか。

築検察官

ございません。

岡村弁護士

結構です。

司会者

それでは報道関係の記者の方から質問がありましたら受け付けます。何か ありましたら、どうぞ。

甲社A記者

時間もないので端的に質問したいと思いますけれども、皆さんの担当された事件について、その後、新聞記事とかテレビのニュースになったような事件というのはありましたでしょうか。もしあればその内容についてどう思ったか伺いたいと思います。

司会者

御自宅に帰られた後、テレビのニュースに出ていたなどということがありましたか。

6番

はい、出てました。私は、判決後の記者会見で、生活に困っている方が相談できる窓口があるといいですとか、社会福祉士とタッグを組んでサポートしてくださる態勢があるなら安心だということを発言させていただいたのですが、そのことが取り上げられていました。

甲社A記者

報道内容について,例えばこの辺がちょっと正確性がないとか,この辺が よかったとか,そういうのがあれば。

6番

いえ、全然。きれいにまとめていただいて、大変ありがとうございます。

初めてだったので。それで、その社会福祉士の、そうですね、裁判員をやったというよりも、どちらかというとそっちに焦点があったのかなとも思うんですけれども、その事件そのものがそういう要因を含んでいるものだったので、本当に皆さんに知ってほしいことだと思ったので、それこそ困っている人がこのニュースを見てどこかに相談してくれると、こういう事件そのものがなくなるんじゃないかなと思って大変うれしかったです。

司会者

ほかの方で報道されたのを見たり聞いたりされたというのはありますか。 特になかったですか。では、次の質問ありますか。

甲社A記者

ちょっと離れてですね、一般的に刑事事件に絡む話ではいろいろと、大きな事件が起きると刑の厳罰化をすべきだという議論がかなり進んだりとか、あるいは死刑制度を日本でどうするかということがまた議論になったりとか、あるいは冤罪についても、冤罪を訴えてもなかなか再審が始まらないとか、いろんな議論があると思うんですけれども、裁判員を経験して、刑事事件に絡むいろんな問題について何か気持ちが変わったとか、考え方が変わったという点があれば、教えていただけたらと思います。

司会者

いかがでしょうか。どなたでも。

1番

私は、教育では三権分立で裁判とかそういうぐらいのしか教わってなかったんですけれども、今度、成人の投票権なんかももっと若年化するわけですので、そういった社会人としての意識というか罪に対する意識ということについての教育が非常に必要だなというふうに昨今感じています。やはり、人を殺すということに対する罪の意識とか、それはきっと個人個人違いますし、そういった犯罪に対する意識についての教育によって、社会の平和が守れて、

秩序も守れてということになると思います。また、裁判員制度でもって裁判を経験してみて、こういうところに国民の税金がたっぷり使われているという実感もしました。やはり刑務所でも税金が使われてるなと。それはやはり国にとってもよくないことであるなという感じを受けました。ちょっと質問に答えてないようで申し訳ありませんが、そういうイメージを受けました。

司会者

ほかの方どうでしょうか。

7番

大きな事件とか、あと冤罪ですね、それから死刑制度とかそういうことも 含めて、今、インターネットってすごく情報が一人歩きしていたり、すごく たくさん情報がある時代にあって、私が裁判員裁判を通じて、自分はどう思 うのかというところを問われたかなと思ったときに、やはりこういう情報が 溢れてる時代にあって、正しい判断、見識を持てる人間を作って教育していくということが非常に大切かなというのは思います。個人的に死刑制度がいいとか悪いとかというのもなかなか難しいことだとは思いますけれども、や はり一人の人間が一人の人間を裁くということも含めて、本当に自分がどこまでも正しい目で、眼で見ていくということが大事なのかなというのを感じています。以上です。

司会者

ほかの方どうでしょう。

3番

死刑制度であるとか厳罰化に関しての自分なりの考えが、裁判員を経験したからといって全く変わってはいません。ただ、冤罪に関しては、これだけしっかりやるんだったら、それは冤罪はそんなに起こらへんやろうというような感じを、裁判というものに対してのシステムを自分なりに理解した中では裁判に対しての信頼が増したことによって、なかなかそんな冤罪って起こ

らないんじゃないのかなというようなふうに少し変わりました。以上です。 司会者

ほかの方よろしいですか。

4番

やはり今非常に犯罪が多いですよね。ですから、これからも、本当に犯罪が起きないようにと誰でも思ってると思うんですけど、絶対になくなることはまずないんじゃないかなと思いますけど。でも、凶悪犯というのは結局無差別で、いろんな事件がたくさんありますよね。ですから、裁判員制度にこうやって参加して、私たちではちょっと難しい判断がたくさんあるんじゃないかなと思いますけど、でもそれに立ち向かってですね、やはり裁判員に選ばれた以上、一つの勉強になると思って、とにかく真剣に取り組んで、あとは結果ですから、最後の判決が出るまで一所懸命取り組んでいくという、そういう姿勢が非常に大事なんじゃないかなというふうに私は思ってます。犯罪の起きない社会が作れれば一番いいんですけど、そういうわけにはちょっといかないでしょうから。

司会者

ほかの質問はありますか。

甲社A記者

最後に、裁判員制度について改善すべき点がもし何かあれば伺いたいと思いますけれども。

司会者

どうでしょうか。では、2番の方いかがでしょう。御経験された上でこの 辺りはというようなことがあれば。

2番

改善というわけではございませんが、もう私どもこの年になりまして、本 当に初めての経験で、もうどうしましょうと思ってどきどきしたんですね。 でも、おかげさまで1日目にとても優しく説明していただき、安心して臨めたんですが、結局こういうことというのは、法律がこうだからこうだというんじゃなくて、私たち庶民の意見も取り入れられて行われてるんだなということを勉強させていただきました。

司会者

改善すべき点は何かないかということなんですが。5番の方,何かないで しょか。

5番

すばらしいシステムだと思います。裁判なんていうのは、結果をテレビで見るだけのものですよね。裁判員になってその中の過程を自分で体験できるというのは、すごく今やってみてとても勉強になったし、人を裁くという難しさも教わりましたし、とてもよかったと思ってます。だからぜひ、「私できない」なんて言わないで、選ばれた方はどんどんやってほしいと思ってます。

司会者

少し辛口の意見があってもよろしいんですけれども。

3番

はい、辛口があります。裁判員裁判の中身の話ではないんですけど、裁判員になることについてはもう少し強制力があってもいいんじゃないかなというぐらいに思いました。というのは、割と自由に仕事を理由にして事実上できませんと言う方が多いんじゃないかなみたいな気もしたので、結果として裁判員になる方が何か偏っていく可能性はあるんじゃないかなという思いがしたのと、それから、候補者名簿に載りましたというのがたしか1年ぐらい前で、候補者になりましたので、いついつ来てください、もしなるとしたら三日間の事案ですみたいな話の書面が最終的に来て、候補者とはいっても事実上決まってるんだろうなという思いがあって三日間の休みを覚悟した上で

臨んでるんだけれども、40人ぐらいいて本当にコンピューターで選ばれるということで、「ここまで来たら外されたらちょっと困るんだけど」みたいな感覚があったのと、私はたまたま都内で近いからいいですけど、小笠原から船で1日かけて来ても、結果コンピューターで選ばれませんでしたと、日当と宿泊費払いますけどというのもどうかなと思います。もうちょっと歩留りというか確率を高くしてあげたほうが恐らくいいんじゃないかなというようなところの入り口の部分でそう感じました。

司会者

今の御意見に関連してお尋ねします。来てもらった後そのまま選ばれて審理に参加してもらう場合と、選ばれない場合とがあるんですけど、そのことを考えたときに、例えば審理が始まるより1日前とかではなくて、もっと期間を置いて選任されるかどうかを確定したほうがよいということがあるか、あるいはむしろ選ばれたらすぐに始まるということは、それはそれでいいかなとお思いなのか、そこら辺りは仕事の調整とかの関係を考えると何かありますか。

3番

それはもともと候補者で呼ばれた段階で調整に当然入ってますから、それで無理だったらもう行かないとすぐ言うはずなので。一所懸命仕事を振り分けて三日間確保して、行ってみたら、「あれっ、40人ぐらいいる」とかいう感じでした。本当にこれ、ウーンという感じはしたので、それはちょっとどうなのかなという。くどいようですけど、私は近いからいいですけど、えらい遠方から来た人なんかはどうするんだろうなという感じがしました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、何か辛口な御意見があれば。

1番

辛口ではないと思いますけども、若い方は結構裁判員になってうれしいと

かいう、なりたかったという方が意外と多かったんですけれども、それでも、その若い方が働いてる企業が、一部上場か何部上場か分かりませんが、上司に報告したときに、やはりちゃんと会社として、それが実際裁判員として出る日というのは働いたことにしてくれるのか、そうでなくて、自分の休暇を使うのかとか、そういったところの意識が全般的に企業の中では整ってはいないような感じがしました。ですから、もし整ってるような会社であれば、何かこちらの裁判所からも日当をもらえ、会社からも働いた場合と同じくお金をもらえる、そういう人もいれば、そうでない人もいるような感じを受けておりました。ですから、もう少しそういった社会的な企業としての取り組み環境というのも、広報としてもう少し頑張ってほしいなという感じを受けました。

司会者

ありがとうございます。

6番

今回担当させていただいたものは全部で四日間と短い期間だったんですけれども、これ以上もっと何日も何日も日数をかけてやる事件もあると裁判長から伺いました。さすがに私もサラリーマンで、会社にはそういう特別休暇制度というのがちゃんとあって一応有給扱いで休ませていただけるんですけれども、それが10日、20日、1か月になったら、やはりどんな職業の人でもちょっと大変かなと思うところがあって、でもそれは一回メンバーに入ったら途中で交代というわけには多分いかないと思うので、もっと広報活動、国にとってとか何か意義のある仕事であるということをもっとPRしてほしいなと思いました。

司会者

ほかにございますか。よろしいですか。

7番

もう同じことで、私も裁判員を経験させていただいて本当によかっなと、この一言に尽きます。やはりイメージですよね。イメージとしては裁判員になったら精神状態が何かおかしくなるとか、そういうことばかりの報道が多くて、何だか裁判員になることが恐怖というのが、まず自分の中でそれしか知らなかったというんですか、そういうのがありますね。今職場の話がありましたが、うちの会社は個人の会社で、そういう部分は理解してくださっていたので休みが取れたんですけれども、本当に交代ができないような、例えば工場のラインで働いていて代わりがいないとか、そういう立場の職場の方だと本当に大変だろうなというのとか、小さい赤ちゃんがいるようなお母さんとかがなってしまうと、それもまた大変だろうなとかいろいろ思ったんですけれども、やはりまだまだ裁判員というのが浸透していなんいんだなというのがあるので、もっと、何というんでしょうね、何かきちんと報道してほしいとか、きちんと広報してほしいというのは私の中では個人的にはあります。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、これで意見交換会を終わらせていただきたいと思います。本日は貴重な御意見、御感想をお話しいただきまして誠にありがとうございました。

以上